

公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第33号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当、期末手当および寒冷地手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員の報酬（期末手当および非常勤役員手当を除く。）の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。

2 第10条に定める役員手当は、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬月額は、次のとおりとする。

理事長 964,000円

副理事長および理事 776,000円以内で理事長が定める額

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、公立大学法人公立はこだて未来大学職員給与規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第66号。以下「給与規程」という。）第11条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する前条に定める役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、給与規程第11条第2項の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第4条に定める役員に対して、給与規程の適用を受ける職員の例により支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の90

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において役員が受けるべき基本報酬の月額およびこれに100分の20を超えない範囲内で、理事長が定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間は、法人の役員として在職した期間とする。ただし、公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号）の適用を受ける職員または地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける地方公務員（以下「法人等職員」という。）が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、法人等職員から引き続いて役員

となった場合には、同項の在職期間にその法人等職員としての在職期間を算入するものとする。

5 第2項の規定による期末手当の額は、函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会が行う評価の結果およびその者の役員としての業績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができる。

6 給与規程第18条および第19条の規定は、役員の期末手当について準用する。

7 前6項に規定するもののほか、期末手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(寒冷地手当)

第7条 寒冷地手当は、給与規程第21条第1項に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する第4条に定める役員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、給与規程第21条第2項の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支給方法等)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給方法等については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(旅費)

第9条 役員が業務のため旅行するときに支給する旅費の額は、別に定める。

(非常勤役員報酬)

第10条 非常勤役員報酬は、次のとおりとする。

理事 日額25,000円

監事 日額25,000円

(月の中で就任または退職をした場合の基本報酬)

第11条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の基本報酬月額、第4条の規定に基づき算出される当該役員

に支給する基本報酬月額を当該月の土曜日および日曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日および日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の基本報酬月額は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日および日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の基本報酬の支給については、当月分の給料月額を全額支給する。

（報酬の支払方法）

第12条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員からの申出があったときは、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

（端数の処理）

第13条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合における当該端数の処理については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

（実施に関する事項）

第14条 この規程の実施に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（函館市を退職して役員となった者の特例措置）

- 2 函館市の職員が、当該任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けることなく函館市を退職して役員となったときは、この規程の規定にかかわらず、函館市に引き続き勤務した

として支給される給料を基準として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年函館市条例第１５号）を準用して算出した額の役員報酬をその者に支給する。

（期末手当の在職期間）

- 3 法人の役員就任前に廃止前の公立はこだて未来大学教員等の給与に関する条例（平成１２年函館圏公立大学広域連合条例第６号）または一般職の職員の給与に関する条例の適用または準用を受けていた者で、退職手当の支給を受けることなく引き続き役員に就任した者の第６条第２項に定める在職期間は、函館圏公立大学広域連合または函館市での在職期間を通算した期間とする。

（平成２１年６月１日を基準日とする期末手当の支給に関する特例）

- 4 平成２１年６月１日を基準日とする期末手当を支給する場合における第６条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の２１５」とあるのは、「１００分の１９５」とする。

附 則（平成２１年５月２２日規程第２１号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成２１年１１月２５日規程第２５号）

- 1 この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。ただし、第６条第２項各号列記以外の部分の改正規定中「１００分の２１５」を「１００分の１９５」に改める部分は、平成２２年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において理事長であった者に係る基本報酬月額については、改正後の第４条の規定にかかわらず、この規程による改正前の第４条に規定する理事長の基本報酬月額に１００分の９８．９４を乗じて得た額とする。
- 3 平成２１年１２月に理事長に対して支給する期末手当の額については、この規程による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、改正後の規程の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日において理事長であった者が受けるべき給料月額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額に、同年 4 月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月から施行日の前日までにおいて、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、当該役員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある場合にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において理事長であった者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額

4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日規程第 29 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規程第 84 号）

- 1 この規程中、第 1 条および第 3 条の規定は平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 12 月に理事長に対して支給する期末手当の額については、この規程による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、改正後の規程の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日において理事長であった者が受けるべき給料月額に 100 分の 0.26 を乗じて得た額に、同年 4 月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月から施行日の前日までにおいて、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、当該役員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある場合にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において理事長であった者に同月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.26 を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規程第 14 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 20 日規程第 7 号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規程第 4 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 22 日規程第 14 号）

（施行期日）

1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日規程第 7 号）

（施行期日）

1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程の規定

に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

（平成 29 年 12 月に支給する期末手当の特例）

- 3 平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 6 条の規定の適用については、同条中「100 分の 227.5」とあるのは、「100 分の 232.5」とする。

附 則（平成 30 年 12 月 17 日規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

（平成 30 年 12 月に支給する期末手当の特例）

- 3 平成 30 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 6 条の規定の適用については、同条中「100 分の 222.5」とあるのは、「100 分の 232.5」とする。

附 則（令和元年 12 月 10 日規程第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、この規程の規定による改正後の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程の規定による改正前の公立大学法人公立はこだて未来大学役員報酬規程の規定

に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和元年１２月に支給する期末手当の特例）

- ３ 令和元年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第６条の規定の適用については、同条中「１００分の２２５」とあるのは、「１００分の２２７．５」とする。

附 則（令和２年１１月３０日規程第５号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。